第７回名取市農業委員会総会議事録

１．日　　時　　令和３年１１月２５日（木）
　　開　　会　　午後２時
　　閉　　会　　午後３時３０分
２．場　　所　　名取市役所　６階大会議室　東側
３．提出議案
　議案第１号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見決定について
　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請に対する意見決定について
　議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請に対する許可決定について
　議案第４号　名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
　議案第５号　農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
　議案第６号　農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について
４．報告事項　（１）農地法第５条の規定による届出について
　　　　　　　（２）農地法施行規則第２９条第１号に係る農地転用届出について
　　　　　　　（３）農地賃貸借権解約について
　　　　　　　（４）農地使用貸借権解約について
　　　　　　　（５）非農地証明願出について
　　　　　　　（６）農地の現状変更届出について
５．出席委員（２９人）

会　　長	１５番 大友　正一		
農業委員	１番　相澤　喜美	２番　菊地　賢一郎	３番　洞口　ゆかり
	４番　武田　由美子	５番　入間川　昭一	６番　佐伯　美和
	７番　入間川　康弘	８番　渡邉　正明	９番　大内　繁徳
	１０番　布田　順一	１１番　松浦　岩男	１２番　昆布谷　功治
	１３番　松浦　朋子	１４番　引地　長一	
推進委員	１番　大内　伸一	２番　山路　康則	４番　菅野　弘一
	5番　齋　重昭	6番　遠藤　勝典	7番　橋浦　福男
	8番　三浦　裕一	9番　櫻井　勉	１０番　武藤　光雄
	１１番　西山　剛	１２番　松浦　崇	１３番　松浦　正博
	１４番　相澤　早苗	１５番　川村　勇	

　欠席推進委員　　　　３番　長田　幸夫
６．事務局出席職員
　　事務局長 小畑　信一　　局長補佐 成田　利顕　　主幹　大友　十和子
７．会議の内容　　別紙議事録のとおり

第７回名取市農業委員会総会議事録

【開　　会】

午後２時、ただいまから、名取市農業委員会第７回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員１５名、農地利用最適化推進委員１４名　計２９名出席です。よって、会議規則第８条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修　　礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第７条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の２名を議事録署名委員に指名をした。

１３番　松浦　朋子　委員　　　　１番　相澤　喜美　委員

◎議事の概要

《議案第１号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第１号「農地法第５条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、菊地賢一郎代表委員よりご説明をお願いします。

○ ２班代表委員（菊地賢一郎委員）

第２班代表委員の菊地賢一郎です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々及び農地利用最適化推進委員の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第１号「農地法第５条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和３年１１月２５日提出。

番号１、大字・字・地番は小塚原字沢目１０２番、小塚原字西中塚６４番１、小塚原字西中塚６９番３、地目は先程の順番で説明いたします。登記地目畑、田、畑、現

況地目は畑、畑、畑、登記面積は合わせて９９０㎡、転用目的は車両展示及び駐車場です。貸付人、貸受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は賃借権設定、許可日より１年自動更新、賃料は年額２０，０００円、展示車両２０台、従業員用駐車場２台、来客用駐車場９台です。

位置図、公図については議案書の２ページをご覧ください。申請地は、県道閖上港線に面しています。南側に水路があり、北側に県道閖上港線が通っています。現在、盛土がなされ畑となっております。１１月２２日の担任委員会で現地調査を行い、借受人から意見聴取いたしました。借受人とは何十年もつきあいがあり、申請土地が県道に面しており車両を展示するには最適なものだったため、貸してほしいと頼まれたとのことでした。

担任委員会資料の２ページをご覧ください。このように車両を置く予定ですが、ここに事務所はありません。それはなぜか借受人に聞いたところ、ここから約８００ｍ東のほうへ行ったところに整備工場と事務所があるので、ここは販売展示場としてのみ使用するそうです。事務所との距離が近いので、利便性が良いとのことでした。

許可後は、砕石を敷き、道路側へ傾斜を作り雨水を排水するとのことです。その時に、南側の水路に土砂等が流出するのではないか聞いたところ、来年土地改良区でＵ字溝を入れるとのことでした。万が一、流れたとしても清掃はできるが、流れないようにある程度の傾斜はつけておきたいということでした。

よって、この議案第１号１番につきましては、特に問題ないものと考えます。

○　議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の齋重昭委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（齋重昭推進委員）

農地利用最適化推進委員の齋です。よろしくお願いします。

議案第１号１番につきましては、１１月２２日の担任委員会の現地調査に同行しました。申請地は、県道閖上港線に接する土地で、東部道路名取インターチェンジ東側すぐのところにあり、貸付人が以前住んでいたところです。現在の住まいは、県道を隔てた北側に新築移転しております。公図の中の１１６番３が自宅です。転用目的は車両展示、駐車場ということで、借受人はここから東にいった閖上交差点手前の自動車整備と販売店です。

現地を見てまいりましたが、砂地で雨風によっては南側の水路に土砂が流出する可能性があるため、土留めをして流出を防いでほしいという話をしました。そうしましたところ、土地改良区より来年４月頃に水路に側溝が入るということでした。そうすれば、流出はなくなるとのことでした。また、整地の際は、砕石を入れて処理するとのことでしたので、問題ないと考えました。

○　議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明及びご意見をいただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○　議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第１号は原案のとおり決定といたします。

《議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第２号に入る前に、松浦正博推進委員に関係がある議案ですので、松浦委員には退席をお願いいたします。

○　議長（大友正一会長）

それでは議事を進めさせていただきます。

次に、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、菊地賢一郎代表委員よりご説明をお願いします。

○ ２班代表委員（菊地賢一郎委員）

議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第４条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和３年１１月２５日提出。

番号１、大字・字・地番は下増田字北原東４４１番、同じく４４２番、地目は登記田、現況畑、登記面積は合わせて７６３㎡、転用目的は駐車場です。申請人については総会資料のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、自動車整備工場の整備車両保管、従業員駐車場です。こちらにつきましては、１１月２２日の担任委員会で現地調査をいたしました。

位置図、公図は議案書の４ページをご覧ください。申請地は、県道仙台亘理線から東へ進んだ場所で、自動車整備工場の整備作業保管を行っております。この土地は、従来駐車場として使われており、農地パトロール時に違反転用と指摘されております。その指摘を受け、畑へ現状回復がなされておりました。公図のとおり、２筆の間に水

路が掘削されておりました。工場が隣接しており、これからも整地して駐車場として使用したいという話でした。水路は官地になっており、今名取市と払い下げ等の協議中です。農地パトロールにおいて指摘されましたが、現状回復しており、今後駐車場として使いたいということで申請されております。今まで駐車場として何年か使用していましたが、特に雨水の問題もなかったので、転用について問題はないと考えております。この水路については、あくまでも市との協議が終わった段階で、工事の開始をお願いしております。

議案第２号２番につきましては、大字・字・地番は愛島笠島字東北沢２４番、地目は登記畑、現況雑種地、登記面積２１０㎡、転用目的は宅地進入通路、資材置場です。申請人については総会資料のとおりです。開発許可が否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、宅地への進入通路、資材置場及び作業スペースです。こちらも１１月２２日の担任委員会で現地調査を行い、申請人から実情を聴取致しました。この申請地は３０数年前から進入通路、資材置場として使用していたことから、当人たちは宅地であると思っていたそうです。改めて確認したところ農地だったと分かり、今回の申請に至りました。そのため、始末書の提出がなされております。これまで長い年月使用しており、始末書の提出もなされていることから、承認することは致し方ないのではないかと思います。

○　議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の齋重昭委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（齋重昭推進委員）

議案第２号１番、下増田字北原東４４１番と４４２番ですが、農地パトロールで違反転用が発覚しました。現在は現状回復しておりました。この土地を自動車整備工場の整備車両の保管、駐車場として使用したいということでした。一番懸念されるのが自動車からの廃油等の流出です。砕石を敷き、周りに土側溝を作り、フェンスも敷き、油の流出を止める受水槽も隣の倉庫に設置してあるとのことでした。決定後に、そのような工事をするという内容でしたので、問題はないと考えます。

次に議案第２号２番、愛島笠島字東北沢２４番ですが、議案書５ページの公図をご覧ください。この三角地の奥に母屋と作業用建物と資材置場があり、現在母屋は新築中でした。長年祖先の代から、この三角地を通路として使用しておりましたが、母屋新築計画時にこれが農地と判明し、今回の転用ということになりました。土砂の流出等の恐れもなく、雨水は雨水側溝及び隣接する既存水路へ放流ということでしたので、特に問題はないと考えました。

○　議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明ご意見いただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○　８番（渡邉正明委員）
議案第２号２番の件についてです。これは農地区分が第一種農地だったわけですね。第一種農地は、良好な営農状況となっている農地については原則として転用を許可することができないということになっています。これは今までわからないで使用してきたため、追認事案として今回の総会で認めたいということなのですか。

○　事務局（成田局長補佐）
ただいまの委員の発言のとおり、第一種農地は原則として転用は許可できないということになっておりますが、例外的に許可できるという規定があります。担任委員会資料５ページをご覧ください。上から３番目の許可方針該当項目の中で、条件付きではあるのですが、既存施設の拡張ということで例外許可区分に該当しております。そのため、今回第一種農地ではありますが、例外的に許可可能という案件になっています。

○　議長（大友正一会長）
ほかにございませんか。

○　１１番（松浦岩男委員）
１番についてです。こちらは整備工場ということなので、担任委員会資料４ページの土地利用計画図だけでは、足りないと思います。土側溝だけでは隣まで油が浸透してしまう恐れがあり、周辺の畑への影響が考えられます。U字溝を入れたり、油水分離槽等を入れた確実な計画書を立てていただかないと許可できないと考えます。担任委員会で、土側溝だけではだめだといったようなお話はされたのでしょうか。

○　議長（大友正一会長）
菊地代表委員お願いします。

○　２班代表委員（菊地賢一郎委員）
土側溝を通じて油の流出はないものと考えます。また、この土側溝は、現在市との協議中ですので、その協議が終わらないと工事は無理だという話を担任委員会でしてまいりました。

○　１１番（松浦岩男委員）
協議が決まってから、４条の許可申請を提出してもらうべきだったのではないでしょうか。未定のまま許可を出してしまった場合、協議中に計画を進められてしまったらどうするのですか。全てが決まってから行うのが当たり前ではないのですか。

○　２班代表委員（菊地賢一郎委員）
そういうことであれば、差し戻すべきかと考えます。

○　事務局（小畑事務局長）
若干の補足と考え方の説明をさせていただきます。議案書の４ページをご覧ください。網掛けになっているところが今回の申請地になります。この網掛けの間に水路が

あり、こちらを市から払い下げの手続きしている旨、菊地代表委員からご説明があったものです。松浦委員がおっしゃられているのは、恐らく担任委員会資料の４ページの中で、砕石敷きということで網掛けの雨水浸透処理、土側溝と記入されているところのご指摘かと思います。それで、こちらが土側溝でよろしいのかといったお話ではないかと思うのですが、それでよろしいですか。

○　１１番（松浦岩男委員）

はい。排水もなく、全体的に悪いということ。

○　事務局（小畑事務局長）

かなり長く自動車の整備工場をなさっている方なので、当然これまでも車の出入りもありました。そのため、担任委員会の中で、委員から油の処理はどうなのかといった質問がありました。そうしたところ、油処理をするための分離槽は今でもあるということで、場所も確認してきました。

ただ、今松浦委員のご指摘があった件についてですが、この委員会で決まったからそのまま許可というわけではありません。当然、委員会の中でご承諾をいただかないと進められません。こういった懸念があるので、そこは土側溝という形ではなく整備をしてくださいと、申請者側にもわかるように委員会として付帯の意見をつけ、条件付きで県へ進達したいと考えておりますが、如何でしょうか。

○　１１番（松浦岩男委員）

既存の整備工場なのですか。

○　事務局（小畑事務局長）

既存です。もともと自動車整備業をしております。そのため、この敷地の中を自動車が出入りしています。廃油の問題等もあったということでしたので、その処理の仕方はどうなのか、委員から質問していただいております。そこで、処理桝がきちんとあるか場所も確認しております。処理桝は、この敷地の中にありました。

○　１１番（松浦岩男委員）

それを記載してもらえば一番よかったと思います。

○　事務局（小畑事務局長）

はい。担任委員会資料４ページをご覧ください。真ん中に事務所があり、その下に倉庫があります。担任委員会では、この倉庫に分離槽があるとの回答をいただいております。油の処理自体は、この整備工場で適切に処理しているとのことでした。先程お話で出ましたが、もともとは、８月の農地パトロールにおいて、地元の農業委員が違反転用をしていたということがわかり、現状回復した上で今回改めて手続きがありました。そのため、県へ進達する段階で、委員会としては、土側溝では油の流出に懸念があるので、土側溝ではない形で計画するよう申し入れをし、付帯意見をつけ農業委員会の意見としたいのですが、如何でしょうか。

○　１１番（松浦岩男委員）
　倉庫に分離槽があるという説明がありましたが、分離槽からの廃油はどこへいっているのでしょうか。
○　事務局（小畑事務局長）
　分離槽がある確認はとったのですが、その後の処理の内容については確認しておりませんでした。分離槽のその後の処理については、後で確認をとりたいと思っております。担任委員会としては、これまでここで整備工場が分離槽で処理されてきたことから、適切な処理をされてきたであろうと考えたということです。
○　１１番（松浦岩男委員）
　私としては、廃油の件もきちんと確認していただきたいと思います。よろしくお願いします。
○　９番（大内繁徳委員）
　松浦委員の話ももっともなことですが、そもそもの話として、この土地利用計画図において、公図にある２筆の間にある水路はどのあたりになるのでしょうか。
○　議長（大友正一会長）
　事務局お願いします。
○　事務局（成田局長補佐）
　ただいまの大内委員の件についてですが、議案書の４ページの公図と担任委員会資料の４ページの土地利用計画図を対比ください。こちらは担任委員会資料の網掛けの箇所が、議案書の４４１番と４４２番との間にある水路を含んだ区画になっています。この土地利用計画図の中で水路がどこかという話になりますと、若干ずれるかとは思いますが、ほぼ中央付近になります。網掛けの長方形の部分で、長い辺からほぼ中間地点で直角に下がっていく場所に、水路があるものと思っています。担任委員会で現地確認した際には、水路の部分もきちんと掘り戻されております。
○　議長（大友正一会長）
　ほかにございませんか。「なし」でよろしいですか。
○　８番（渡邉正明委員）
　官地というのは、払い下げできるという前提で図面を書いているということですか。
○　議長（大友正一会長）
　事務局お願いします。
○　事務局（成田局長補佐）
　ただいまのご質問についてですが、払い下げには時間がかかるので、払い下げの他に公共物占用も含めて、市の土木課へ相談中だということです。土木課のほうからは、支障はないといった事務レベルの回答はいただいている状況です。

○　議長（大友正一会長）

ほかにございませんか。

○　９番（大内繁徳委員）

今の説明で払い下げの件はわかりましたが、払い下げが終わってからの許可ではだめなのでしょうか。公共のものを自分で取得をしてからの許可申請であるべきだと思うのですが、どうなのでしょうか。

○　事務局（成田局長補佐）

ただいまの大内委員からのご質問の件ですが、先程の側溝の件と併せて、市の農業委員会の意見として、県へ進達したいと考えております。

○　議長（大友正一会長）

よろしいですか。

○　１０番（布田順一委員）

この件に関してですが、議論して初めて大きな問題があるとわかりました。本来は、担任委員会資料の中へ明記すべきではないですか。計画地の真ん中に通っていて自分のものではない、しかも官地が入っています。土地利用計画図の中で、現在市と協議しています等、きちんと記載すべきだと思います。今後、資料作成時にご留意いただければと思います。また、事務局が作成する資料のほうへも協議しているものがあれば、書くべきではないかと考えます。

○　９番（大内繁徳委員）

本来は官地ですから、松浦委員がお話されたように、はっきりと決まった段階で申請すべきだと私も思います。しかし、農業委員会の了承を得ないと払い下げはできないとか、占有許可を下せないという条件があるので、事前に農業委員会の承認を受けなければならないという問題での案件で出てきたものなのでしょうか。今後もこのような問題が出てくると思いますので、教えてください。

○　事務局（成田局長補佐）

ただいまのご指摘ご意見の件については、そもそもですが、事業計画・申請を受けるにあたり、転用の実現可能性を確認する事項になっています。ただ、建物を建てたりする申請の場合には、農地転用の他に開発行為の許可なり建築許可の手続きを同時並行で進める必要があります。今回の水路の件についても、現在、土木課のほうで協議中で概ね可というような状況にもございましたので、極力スピーディーに進めるということを考えて、ある程度協議が進捗している状況であれば、同時並行で申請を受理しているところです。

○　議長（大友正一会長）

よろしいですか。ほかにございませんか。それでは、採決に移ってもよろしいでしょうか。

「なし」でよろしいでしょうか。ほかにございませんね。

○　議長（大友正一会長）

それでは「なし」ということで進めさせていただきます。

○ 議長（大友正一会長）

それでは、採決いたします。議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手多数」でありますので、議案第２号は原案のとおり決定といたします。

○ 議長（大友正一会長）

それでは、松浦正博推進委員の着席をお願いいたします。

《議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。

それでは、菊地賢一郎代表委員よりご説明をお願いします。

○ ２班代表委員（菊地賢一郎委員）

議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和３年１１月２５日提出。

番号１、大字・字・地番は愛島小豆島字宇賀崎１１８番１、同じく５２４番２、地目は登記・現況共田、登記面積は４２７㎡、３，９４９㎡、合計４，３７６㎡、権利種別は売買です。譲渡人、譲受人については総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は２２９ａ、世帯員は４人、労力人は４人です。売買の金額につきましては、１０ａあたり４９８，１７１円、総額２，１８０，０００円となります。こちらも１１月２２日の担任委員会で現地調査を行いました。

宇賀崎５２４番２の３，９４９㎡については、位置図、公図は議案書の８ページをご覧ください。長方形の現状になっており、譲受人がそのまま稲作を行うということでした。しかし、宇賀崎１１８番１の４２７㎡について現地確認したところ、盛土されて田んぼには見えませんでした。そのため譲受人に確認したところ、転作で野菜を作りたいとのことでしたので、この申請については特に問題はないと考えました。

○　議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の齋重昭委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（齋重昭推進委員）

議案第３号１番、愛島小豆島字宇賀崎１１８番１、同じく宇賀崎５２４番２ですが、譲渡人と譲受人は親戚関係ということでした。宇賀崎５２４番２は４反歩の圃場で、宇賀崎１１８番１は地目田となっていますが、盛土してあり、畑のような状態でした。今後は野菜を作付けしたいということでした。親戚関係で買ってもらえるように頼まれたということでしたので、農地を守るということを考えれば、このようにすることがよかったのかもしれないと、私個人では思っております。特に問題ないと思っております。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明ご意見いただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第３号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第３号は原案のとおり決定といたします。

《議案第４号　名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第４号「名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。

それでは、事務局ご説明をお願いします。

○ 事務局（成田局長補佐）

それでは議案第４号「名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、ご説明いたします。議案書の９ページをご覧ください。

このことについて、令和３年１０月１８日付けで名取市長から、農業振興地域の整備に関する法律第１３条第１項の規定により、別紙「名取農業振興地域整備計画変更理由書（案）」に基づいて変更したいので、当該計画変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項の規定により、農業委員会の意見を令和３年１１月２６日まで求められているので提案する。

１．　意見を求められている内容　別紙「名取農業振興地域整備計画変更理由書（案）」のとおり。

議案書の１０ページ、１１ページをお開きください。こちらには、計画変更理由書の

案を掲載しております。１０ページの「第２　農用地利用計画の変更」ということで、（２）農用地利用計画変更面積総括表（用途区分別面積）に変更内容が記載されています。用途区分別の変更ということで、農地の面積を４．９ａ減にし、農業用施設用地を４．９ａ増という内容になっております。総面積としましては、変動はございません。

議案書の１１ページに移ります。変更内容の具体ですが、用途区分の変更ということで農地から農業用施設用地へ変更するという内容になっております。変更する土地の所在ですが、下増田字台林２４８番１の一部、同じく台林２５０番の一部となっております。変更する具体的な理由としましては、集荷場を建設するという内容になっています。備考欄にございますとおり、当該地が農業振興地域内の農用地、いわゆる農振農用地に指定されておりますことから、用途区分の変更を行った後に農地法第４条に基づく許可申請を行うという案件になっております。今回の申請については、その前段階の用途区分変更に該当するものになっております。

続いて、１４ページと１５ページをお開きください。１４ページに事業計画者と土地所有者等から提出がありました用地利用計画変更意見書を添付しております。申出の土地は、下増田字台林２４８番１の一部、同じく２５０番の一部。議案書の１６、１７ページをお開きください。１６ページには位置図を掲載しています。下増田台林地区の農道沿いで、トマトを栽培するために取得した農地になります。１７ページが１６ページの土地の場所でいうところの南端になります。点線で囲われている２４８番１（A）、同じく２５０番（A）と書いているところが、今回の用途区分変更の対象農地となっております。

１４ページ、１５ページに戻ります。１４ページにございますとおり、計画変更を行う面積については４８５．５４㎡、１５ページに移りますが、事業計画としましては木造平屋建の１４４．９２㎡の建物を建築するという内容です。当該土地を選定した理由及び経緯についてはこちらに記載してございますが、トマト栽培を行う上で購入した敷地の一部に収穫したトマトの集荷場を建設するために、用途区分の変更をお願いしたいといった内容になっております。

今回の議案で、市長から農業委員会としての意見を求められています。用途区分の変更については、除外５要件という要件があり、具体的に申しますと、今回の変更申請が必要かつ適当であって他の土地の代替が困難であること、農業上の効率的かつ総合的な利用への支障の有無、農用地の利用集積への支障の有無、農用地の保全や利用上に必要な施設への支障の有無、圃場整備事業等を実施した場合にはその事業完了から８年経過しているかどうかといった要件があります。

事務局で確認したところ、今回の申請の内容については、農業経営上、必要な施設であり、他の土地での代替は困難と考えております。当該変更については、やむを得

ないものと考え提案したものです。
　ご意見について、お願いしたいと思います。
○　議長（大友正一会長）
　ただいま事務局から説明がありました。これについて、ご質問ありませんか。
○　議長（大友正一会長）
　「なし」でよろしいでしょうか。
○〔「なし」の声あり〕
○ 議長（大友正一会長）
　「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第４号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
○ 議長（大友正一会長）
　「挙手全員」でありますので、議案第４号は原案のとおり承認といたします。

《議案第５号　農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）
　次に、議案第５号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。
○ 事務局（大友主幹）
　それでは、議案第５号について説明いたします。議案書の１８ページから２７ページまでになります。議案第５号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和３年１１月９日、１１月１０日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和３年１１月２５日提出。

農用地利用集積計画の概要。
１　新規・更新の別
新規１２件５８，８４９．０８㎡、更新３６件１９７，１２３㎡、合計４８件２５５，９７２．０８㎡。
２　利用権を設定する土地
田１６４筆２４８，７１１．０８㎡、畑１５筆7，２６１㎡、合計１７９筆２５５，９７２．０８㎡。
３　利用権を設定する土地
　① 利用権の種類。賃借権設定４６件、所有権移転２件。
　② 賃借権の存続期間。１年１件、３年１６件、５年２６件、１０年３件。

③ 借賃（１０ａ当り）。３０㎏１２件、４５㎏２件、５０㎏４件、６０㎏６件、７０㎏１２件、９０㎏１件。３，４４４円１件、５，０００円２件、７，４２０円１件、８，０００円１件、８，７５０円１件、１０，０００円３件。

④ 所有権移転の売買総額　５０，０００円１件、１，３００，０００円１件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年１２月２０日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

４　公告予定年月日。令和３年１１月３０日予定。

５　詳細につきましては、議案書１９ページから２７ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局からご説明がございました。これについて、ご質問はございませんか。

○　１２番（入間川昭一委員）

２７ページの整理番号２８８９の件について、経緯の説明あり。

○ 議長（大友正一会長）

ほかにございませんか。「なし」でよろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第５号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第５号は原案のとおり承認といたします。

《議案第６号　農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見ついて》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第６号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見ついて」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（大友主幹）

議案書の２８ページ、２９ページをご覧ください。議案第６号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、農業経営基盤強化促進事業の規定により、「農用地利用集積計画」を調整したので、意見を求める。令和３年１１月２５日提出。

農用地利用集積計画の概要。

１　新規・更新の別

新規１件９，８４７㎡、更新０件、合計１件９，８４７㎡。

２　利用権を設定する土地

田９筆９，８４７㎡、畑０筆、合計９筆９，８４７㎡。

３　利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定１件。

② 賃借権の存続期間。１０年１件。

③ 借賃（１０ａ当り）。５，０００円１件。

④ 借賃の支払方法。毎年１１月２５日までに本人名義の口座に手数料を差し引き振り込む。

４　公告予定年月日。令和３年１１月３０日予定。

５　詳細につきましては、議案書２９ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局からご説明がございました。これについて、ご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第６号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第６号は原案のとおり承認といたします。

《報告事項（１）農地法第５条の規定による届出について》

《報告事項（２）農地法施行規則第２９条第１号に係る農地転用届出について》

《報告事項（３）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（４）農地使用貸借権解約について》

《報告事項（５）非農地証明願出について》

《報告事項（６）農地の現状変更届出について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（１）「農地法第５条の規定による届出について」、報告事項（２）「農地法施行規則第２９条第１号に係る農地転用届出について」、報告事項（３）「農地賃貸借権解約について」、報告事項（４）「農地使用貸借権解約について」、報告事項（５）「非農地証明願出について」、報告事項（６）「農地の現状変更届出について」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（大友主幹）

別紙議案書により報告事項（１）から（６）について説明を行い、届出を受理した

旨説明をした。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ 〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（1）から報告事項（6）までについて承認といたします。

《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（小畑局長）

〔１２月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

○ 事務局（成田局長補佐）

〔令和４年度名取市農業労働賃金標準額の設定スケジュールについて説明を行った。〕

※小委員会の構成委員の選出を依頼し、各地区１名小委員会の構成委員を次のとおり決定した。

地　区	Ｒ　３
会　長	大友　正一
会長職務代理	引地　長一
増　田	大内　繋徳
閖　上	橋浦　福男
下 増 田	櫻井　勉
館　腰	昆布谷　功治
愛　島	松浦　正博
高　舘	入間川　康弘

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第７回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉　　会】
午後３時３０分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修　　礼】

名取市農業委員会会議規則第２３条第２項の規定により署名する。

令和３年１１月２５日

名取市農業委員会
議　　　　　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員　１３番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員　　１番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿